

第 1 回 定例農業委員会総会議事録（第 26 期）

1 日 時 令和 8 年 7 月 21 日（火） 9 時 15 分～11 時 00 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（12 名出席）

①石原 岩雄 ②久保 秀幸 ③白濱 和利 ④園田 勇一
⑤牛堀 佐喜子 ⑥高原 熊夫 ⑦中野 和徳 ⑧矢樋 学
⑨檜八重 玲子 ⑩尻無濱 俊幸 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

4 欠席委員

な し

5 議事日程

会長の選任について

会長職務代理者の選任について

議席の決定について

農政問題分科会委員の選任及び分科会会長の選任について

同意第 1 号 阿久根市農政推進会議委員の推薦について

同意第 2 号 阿久根市農村改善センター運営協議会委員の推薦について

同意第 3 号 阿久根市都市計画審議会委員の推薦について

承認第 1 号 阿久根市農業再生協議会会員の承認について

諮問第 9 号 農用地利用計画の変更に係る意見について

報告第 4 号 阿久根市農地利用最適化推進委員の選任について

議案第 28 号 非農地判断について

議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 査	藤山 泰彦
	中間管理機構事業推進業務員	梶尾 末義
	中間管理機構事業推進業務員	山元 正彦
	中間管理機構事業事務業務員	橋口 茜
○農政林務課	主 任	奥 裕太

事務局 （下脇 一博）

初めに、現在の出席委員は 12 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告させていただき、本日の会議を開催いたします。

それでは、審議に入ります。

事務局 （下脇 一博）

日程第 1、臨時議長の選出であります。本日は改選後はじめての総会でありますので、議長が決まるまでの間、臨時議長を決定し、議事を進めたいと思います。

臨時議長につきましては、農業委員会等に関する法律に規定がありませんので、地方自治法第 107 条の規定に準じ、年長委員が臨時議長の職務を行うことといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

事務局 （下脇 一博）

ありがとうございます。

御異議がないようですので、最年長の委員であります「牛堀 佐喜子」委員に議長をお願いいたします。

「牛堀」委員は、議長席にお進みいただき、議事進行をお願いいたします。

議長 （牛堀 佐喜子）

皆さん、おはようございます。

ただいま、紹介がありました「牛堀 佐喜子」でございます。

会長が決まるまでの間、臨時議長の職務を行います。

総会が、円滑に進みますように皆様方の協力をお願いいたします。

それでは、改めまして、第 1 回定例農業委員会総会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。

議長 （牛堀 佐喜子）

日程第 2 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

議長 （牛堀 佐喜子）

日程第 3 会長の選任についてを議題といたします。

会長の選任は、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項により、委員の互選によることとなっております。

会長の互選の方法は、阿久根市農業委員会規則第 4 条の規定による『無記名投票』か、同規則第 5 条の規定による『指名推薦』のいずれかとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員 (〇〇 〇〇)

指名推薦の方法でよいと思います。

議長 (牛堀 佐喜子)

『指名推薦』との御意見がありましたが、御異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (牛堀 佐喜子)

御異議なしと認めます。

よって、会長の選任方法は『指名推薦』によるものと決定いたします。

なお、この方法については、出席委員全員の同意が必要となります。

複数の委員が指名された場合は、直ちに無記名投票による選挙に移行されますことを申し添えます。

それでは、会長の『指名推薦』を受け付けます。

どなたか、推薦ございませんか。

委員 (〇〇 〇〇)

「田嶋 輝男」委員が、会長に適任だと思います。

議長 (牛堀 佐喜子)

ただいま、「田嶋 輝男」委員が被指名人として推薦されました。

他にございませんか。

委員 ～なしの声あり～

議長 (牛堀 佐喜子)

他に推薦がないようですので、お諮りいたします。

「田嶋 輝男」委員を会長とすることに、御異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (牛堀 佐喜子)

御異議なしと認めます。

よって、「田嶋 輝男」委員が会長に選任されました。

ここで、会長となられました「田嶋 輝男」委員に就任の御挨拶をお願いいたします。

委員 (田嶋 輝男)

皆様、おはようございます。

今まで、5期、農業委員を務めてまいりました。今回で6期目であります。

皆様からの御推薦を受けましたので、会長の職責につかさせていただきます。

皆様と一緒に、農業委員会を盛り上げていきたいと考えております。

皆様のこれまで以上の御協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長 （牛堀 佐喜子）

以上で臨時議長の職務を終了しましたので、この後の議長は新会長と交代します。
御協力ありがとうございました。

議長 （田嶋 輝男）

これより議長の職務を行います。

議事を継続いたします。

日程第4 会長職務代理者の選任についてを議題といたします。

会長職務代理者の選任は、農業委員会等に関する法律第5条第5項により委員の互選によることとなっております。

お諮りいたします。

職務代理者の互選は、阿久根市農業委員会規則第5条の規定により、『指名推薦』によるものといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、会長職務代理者の選任方法は、『指名推薦』によるものと決定いたします。

次に、『指名推薦』の方法であります、会長による指名推薦といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、会長職務代理者は会長による指名推薦と決定いたします。

それでは、会長職務代理者に「石原 勇一郎」委員を推薦いたします。

議長 （田嶋 輝男）

それでは、お諮りいたします。

「石原 勇一郎」委員を会長職務代理者とすることに、御異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

御異議なしと認めます。

よって、「石原 勇一郎」委員が会長職務代理者に選任されました。

ここで、会長職務代理者に選任されました「石原 勇一郎」委員に就任の御挨拶をお願いいたします。

委員 (石原 勇一郎)

おはようございます。

改めまして、会長職務代理者として、2期目になります「石原 勇一郎」です。

よろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議席の決定についてを議題といたします。

議席の決定は、阿久根市農業委員会会議規則第5条の規定により、「くじ」で定めることになっております。

ここで、お諮りいたします。

当委員会の先例により、会長の議席は12番、会長職務代理者の議席は11番としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、会長及び会長職務代理者の議席は12番及び11番に決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局職員に「くじ」を持ち回させます。

まず、「本くじ」を引く順序の順番を決める「くじ」を引いてもらいます。

～ 仮議席の1番から順次、くじ引き ～

議長 (田嶋 輝男)

次に、順番に「本くじ」を引いてもらいます。

1番くじを引かれた方から順次お引きください。

～ 先程のくじの 1 番から順次、本くじ引き ～

議長 （田嶋 輝男）

それでは、議席が決定しました。

事務局に読み上げさせます。

事務局 （下脇 一博）

それでは、議席が決定いたしましたので、私の方から議席番号を御報告致します。

議席番号 1 番に「〇〇 〇〇」委員、議席番号 2 番に「〇〇 〇〇」委員、

議席番号 3 番に「〇〇 〇〇」委員、議席番号 4 番に「〇〇 〇〇」委員、

議席番号 5 番に「〇〇 〇〇」委員、議席番号 6 番に「〇〇 〇〇」委員、

議席番号 7 番に「〇〇 〇〇」委員、議席番号 8 番に「〇〇 〇〇」委員、

議席番号 9 番に「〇〇 〇〇」委員、議席番号 10 番に「〇〇 〇〇」委員、

議席番号 11 番に「〇〇 〇〇」委員、議席番号 12 番に「〇〇 〇〇」委員であります。

以上で、議席決定の報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

それぞれの議席に、御移動の上御着席ください。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 6 議事録署名委員の指名であります。議長において、1 番「〇〇 〇〇」委員、2 番「〇〇 〇〇」委員を指名いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 7、会期並びに議事日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日の 1 日と決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 8、諸報告であります。今回は特にございません。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 9 農政問題分科会委員の選任及び分科会会長の選任についてを議題とい

たします。

事務局に説明を求めます。

事務局 （下脇 一博）

それでは、農政問題分科会委員の選任及び分科会会長の選任についてを御説明をさせていただきます。

農政問題分科会は、阿久根市農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に設置規定があり、農政問題を専門的、技術的に調査、審議するための分科会であります。

また、農政問題分科会組織及び運営に関する規程第 2 条の規定により、分科会は第 1 及び第 2 分科会とし、それぞれの委員をもって構成され、委員は互選によるものと定められております。

さらに、同規程第 3 条の規定により、第 1 分科会は、果樹・特用作物・構造改善事業に関すること、第 2 分科会は、畜産・普通作物・林業・その他農業、農家生活に関することが分掌事務となっております。

分科会委員の互選については、先例によりますと委員の希望を含めて、調整されているようです。

また、各分科会の会長につきましては、各分科会で互選することになっておりますので、各分科会において協議していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

本件については、事務局の説明のとおり農政問題分科会組織、及び運営に関する規程並びに当委員会の先例により決定することに御異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、事務局の説明のとおり決定することといたします。

それでは、それぞれの分科会の互選のため、協議会に移行します。

～協議会～

議長 （田嶋 輝男）

それでは、会議を再開いたします。

議事を継続いたします。

分科会委員の互選及び分科会会長の互選の結果を事務局に報告させます。

事務局 （下脇 一博）

それでは、協議会において、決定しましたそれぞれの分科会の委員と会長について、報告いたします。

第1分科会の構成委員は、「〇〇 〇〇」委員、「〇〇 〇〇」委員、「〇〇 〇〇」委員、「〇〇 〇〇」委員、「〇〇 〇〇」委員、「〇〇 〇〇」委員であり、第1分科会会長は、「〇〇 〇〇」委員となります。

第2分科会の構成委員は、「〇〇 〇〇」委員、「〇〇 〇〇」委員、「〇〇 〇〇」委員、「〇〇 〇〇」委員、「〇〇 〇〇」委員であり、第2分科会会長は、「〇〇 〇〇」委員となります。

以上であります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件は事務局の報告のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 10、同意第 1 号阿久根市農政推進会議委員の推薦についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 （下脇 一博）

それでは、阿久根市農政推進会議委員の推薦についてを御説明いたします。

阿久根市農政推進会議は、阿久根市農政の重要な施策について企画し、関係団体の総合調整のもとに実施の万全を期するため設置されております。

委員構成は、20 名以内で、市内各農業団体関係者、学識経験者、農業構造改善事業及び林業構造改善事業の実施地区並びに農業団体の代表者、その他市長が特に必要と認める者で組織されており、会長は市長になります。

農業委員会選出の委員は、先例によりますと会長並びに第1、第2分科会長の3名であります。

なお、任期は2年間で、前任者の残任期間となり、現在、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの任期でありますので、本日から令和10年3月31日までとなります。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

事務局の説明では、先例により会長と両分科会長の計３名を推薦するものでありますが、これに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、会長と両分科会長の計３名を推薦することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 11、同意第 2 号阿久根市農村環境改善センター運営協議会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 （下脇 一博）

それでは、阿久根市農村環境改善センター運営協議会委員の推薦についてを御説明いたします。

阿久根市農村環境改善センターは、農業に関する技術の開発を行い、農業経営の安定・合理化を促進し、市内農業の振興を図るために設置されており、運営協議会は、その運営に関する事項を審議するものであります。

協議会の委員構成は 10 名以内で、学識経験者、農業関係団体代表者、その他市長が認める者で組織されており、運営協議会の会長は副市長になります。

農業委員会からは、先例によりますと会長が推薦をされております。

なお、任期は 2 年間で、前任者の残任期間となり、現在、令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの任期でありますので、本日から令和 8 年 8 月 31 日までとなります。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件に対する事務局の説明では、先例によりますと会長が推薦されております。

先例により、会長を推薦することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については、会長を推薦することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 12、同意第 3 号阿久根市都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局　（下脇　一博）

それでは、阿久根市都市計画審議会委員の推薦についてを御説明いたします。

阿久根市都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき、市長の諮問に応じ、市が定める都市計画について、本市が提出する意見・その他市長が都市計画上必要と認める事項等について審議するため、審査会が設置されております。

委員は、市長が任命する委員で、学識経験者 4 名以内、市議会議員 2 人以内、県職員 1 名、市民 1 名となっており、農業委員会からは、先例によりますと会長が任命をされております。

任期は 2 年間で、令和 8 年 1 月 22 日から令和 10 年 1 月 21 日までとなっており、委員が欠けた場合は、前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わります。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件に対する事務局の説明では、先例により会長を推薦するものですが、これに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、会長を推薦することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 13、承認第 1 号阿久根市農業再生協議会会員の承認についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局　（下脇　一博）

それでは、阿久根市農業再生協議会会員の承認についてを御説明いたします。

阿久根市農業再生協議会は食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するための水田の戦略的な活用、地域農業の振興をはじめ、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的に設置されております。

阿久根市農業再生協議会の会員は、規約第 5 条第 1 項に各種農業関係団体の長が務めることと規定されており、農業委員会からは「阿久根市農業委員会会長」と明記されております。

よって、会長を阿久根市農業再生協議会の会員として御承認くださいますよう提案申し上げます。

なお、任期は 3 年間で、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までであり、役員が欠けた場合は前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わりますが、よろしく申し上げます。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件に対する事務局の説明では、阿久根市農業再生協議会規約第 5 条第 1 号の規定により、会長を会員とすることと明記されております。

よって、会長を農業再生協議会の会員として選出することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については承認することに決定いたします。

それではここで、10分程度休憩に入ります。

議長　（田嶋　輝男）

それでは、議事を再開いたします。

日程第 14、諮問第 9 号　農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課（奥　裕太）

おはようございます。

諮問第 9 号、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてになります。

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条の規定に基づいて定められた農業振興地域整備計画を変更する場合、同法施行規則第 3 条の 2 の第 2 項の規定により、農業委員会の意見を聴くことになっていきますので諮問いたします。

御審議いただきます案件は、農用地区域への編入が 1 件であります。

本件につきましては、去る 7 月 8 日に農業委員会会長、第 1 分科会会長及び第 2 分科会会長による現地調査を実施していただきました。

それでは、内容について御説明いたします。

資料 1 ページを御覧ください。

申請者は「〇〇　〇〇」さんで、申請地は「〇〇　〇〇」さんの所有地である協本〇〇番と〇〇番の計 2 筆となります。

申請者は、今年度、新たに認定新規就農者となり、その土地で果樹等を新植するために、農地バンクによる農地売買等事業を活用し、所有権移転を行うものになります。

農地売買等事業につきましては、事業要件として農用地区域内の農地であることと定められていることから、今回、新たに 3,015 m²を編入するものです。

以上で説明を終わります。

議長　（田嶋　輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (〇〇 〇〇)

変更理由に、農地バンクを通じて所有権移転を行うため、農用地区域への編入を申し出るとありますが、所有権移転については、どうなっていますか。

農政林務課 (奥 裕太)

農地バンクを通じて所有権移転を行う予定ではありますが、農用地区域への編入については、時間を要するために事前に申請がなされたものであります。

事務局 (平瀬 修治)

今回は、農地バンクを通じて、農地を売買したいという申請者の検討段階の話であります。この場所については、まだ相続登記も完了しておらず、確実に農地の売買が成立するか不明であります。

まずは、農用地区域への編入をして、相続登記が完了し、所有者との話が成立すれば、農地の売買に着手することができるものとなります。

今回は、計画の段階ではありますが、申請者から編入の申請が農政林務課に提出され、手続きが進んでいっているとのことであります。

議長 (田嶋 輝男)

協議会に移行します。

議長 (田嶋 輝男)

総会を再開します。

他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件については、原案のとおり変更することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって諮問第9号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第15、報告第4号 阿久根市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題

といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （下脇 一博）

阿久根市農地利用最適化推進委員の選任についてを御説明いたします。

第4期阿久根市農地利用最適化推進委員の選任につきましては、去る令和8年3月24日に開催されました第33回農業委員会定例総会において、議案第13号で審議され、決定いたしました案件となります。

改めて、概要について説明させていただきます。

令和8年7月19日をもって満了となる農地利用最適化推進委員については、第26期農業委員と併せて、令和8年2月2日から3月2日までの約1カ月間、候補者の推薦の受付及び募集を行ったところ、一般推薦において7名の応募がありました。

応募のありました7名については、阿久根市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第3条の規定に基づく応募の資格要件を全て満たしており、かつ、規則に基づく担当地域ごとに定められた定数と応募のありました候補者の担当区域ごとの人数が、各々同数であったことから、評価を行わず、候補者全7名を農地利用最適化推進委員として選任することが決定されたところであります。

本日、選任されました第26期阿久根市農業委員の方々に報告させていただき、令和8年7月20日付けで委嘱状を交付しようとするものであります。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

事務局からの報告のとおりでありますので、令和8年7月20日付けで委嘱状を、本日交付いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第16、議案第28号 非農地判断についてを議題といたします。

ただし、「〇〇 〇〇」委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分を先に審議いたします。

「〇〇 〇〇」委員は退席を願います。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明を求めます。

事務局 （藤山 泰彦）

議案第28号、非農地判断について御説明します。

最初に、議事参与となっています再生利用が困難と判定した農地の説明をいたします。

議案書は12ページ、整理番号62番と63番になります。

いずれも雑木、灌木等が繁茂しており、山林状態であることを確認しました。

確認につきましては、令和8年7月1日及び2日に、農業委員2名と推進委員1名と事務局で行いました。

説明は以上になります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 （田嶋 輝男）

次に、議事参与分以外を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （藤山 泰彦）

続きまして、今月の非農地証明願から御説明いたします。

議案書は、9ページから10ページになります。

今月の申請件数は5件であり、農用地区域外の畑7筆の3,628㎡になります。

整理番号1の現場については、雑木、灌木等が繁茂しており、山林、原野状態であることを確認しました。

整理番号2の転用地については、地面をコンクリートで固められ石碑が建てられており、再生利用が困難な状態であることを確認しました。

整理番号3の現場については、雑木、灌木が繁茂していること、転用後20年以上経過しており、非農地であることを確認しました。

整理番号4、5の転用地についても、転用後20年以上経過しており、非農地であることを確認しました。

以上の確認については、令和8年7月7日に担当の農業委員2名と事務局で行い

ました。

次に、農地パトロールにより再生利用が困難と判定した農地について御説明します。

今月の再生利用が困難と判定した農地は、議案書は8ページになりますが、農用地区域内の田が2筆の1,715 m²、畑が43筆の54,962 m²で合計が45筆の56,677 m²であり、農用地区域外の田が15筆の12,498 m²、畑が131筆の122,388 m²で合計が146筆の134,886 m²であります。

再生利用が困難と判定した農地全体の合計は191筆の191,563 m²になります。

確認につきましては、令和8年7月1日及び2日に農業委員2名と推進委員1名と事務局で行いました。

いずれも雑木、灌木等が繁茂しており、山林、原野状態であることを確認し、農地として再生利用が困難であると判定したことから非農地と判断しました。

詳細については、議案書の11ページから17ページに記載のとおりであります。

また、今月の非農地証明願と再生利用が困難と判定した農地の合計は198筆の195,191 m²になります

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農用地区域内までは外れませんので、建物を建てる場合などは除外申請が必要になります。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第17、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （藤山 泰彦）

それでは、議案第 29 号について御説明いたします。

議案書は 19 ページを御覧ください。

地図は、1 ページから 4 ページになります。

今月の農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 4 件であります。

申請のありました 4 件につきましては関連がありますので、一括して御説明させていただきます。

譲受人は、いずれも「〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇」さんであり、農業経営を拡大するために、売買によって農地を取得するものであります。

譲渡人につきましては、「〇〇 〇〇」さん、「〇〇 〇〇」さん、「〇〇 〇〇」さん、「〇〇 〇〇」さんの 4 名であり、申請地はそれぞれ記載のとおりであります。

譲受人につきましては、本市の認定農業者であり、取得後、馬鈴薯、南瓜、西瓜を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

「〇〇 〇〇」委員

委員 （〇〇 〇〇）

議案第 29 号に係る調査は、7 月 7 日に「〇〇 〇〇」委員及び私、並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号 1 から 4 についての報告になりますが、申請人は、当市の認定農業者であり、農地法第 3 条の要件を全て満たしております。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （〇〇 〇〇）

ここは、一帯の農地となりますか。

事務局 （藤山 泰彦）

隣接する一帯の畑となっています。

議長 （田嶋 輝男）

金額に差がありますが、金額の基準がありますか。

事務局 （藤山 泰彦）

金額は、全て1坪当たり5,000円の設定となっています。

議長 （田嶋 輝男）

この金額は、お互いが設定した金額になりますか。

事務局 （藤山 泰彦）

お互いが協議の上、決定した金額になります。

議長 （田嶋 輝男）

協議会に移行します。

議長 （田嶋 輝男）

総会を再開します。

他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第18、議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （藤山 泰彦）

議案第 30 号について御説明いたします。

今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件であります。

整理番号 1 について、議案書は 21 ページ、地図は 5 ページから 6 ページを御覧ください。

申請人は、出水市高尾野に居住する「〇〇 〇〇」さんです。

本件は一般住宅への転用になります。

申請地の位置は、阿久根市役所三笠支所から東北東約〇〇キロメートルの所であります。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったことから、実家に近い申請地に住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地の排水処理は、合併浄化槽により処理され側溝に流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

「〇〇 〇〇」委員

委員 (〇〇 〇〇)

議案第 30 号に係る調査は、7 月 7 日に「〇〇 〇〇」委員及び私、並びに事務局担当職員で行いました。

それでは、報告いたします。

申請地は、東側を山林、北側は畑、西側は宅地、南側は原野に隣接していました。

譲受人は、現在、借家に住んでおり、手狭となったことから、実家に近い申請地に住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地の転用に当たっては、農地に面する境界にはブロックによる擁壁を設けて、雨水や土砂等が流出しないよう措置されることから、周辺の農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (〇〇 〇〇)

通路として、一体利用される脇本〇〇番の土地は、農地ですか、原野ですか。

事務局 (藤山 泰彦)

原野になります。

委員 (〇〇 〇〇)

分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 19、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (藤山 泰彦)

議案第 31 号について御説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 3 件であります。

初めに、整理番号 1 の案件を御説明いたします。

議案書は 23 ページ、地図は 7 ページから 8 ページを御覧ください。

本件は、蓄電池所への転用を目的とする売買による所有権移転の設定であります。

申請地の位置は、阿久根市役所から南東に約〇〇キロメートルの場所に位置しています。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の

規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第２種農地に該当します。

譲受人は、鹿児島市に所在している「〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、環境エネルギーによる事業を営んでおりますが、申請地を購入し、蓄電池所を建設するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、蓄電池所が建設されます。

続きまして、整理番号２の案件を御説明いたします。

議案書は２４ページ、地図は９ページから１０ページを御覧ください。

本件は、観光施設業への転用を目的とする売買による所有権移転の設定であります。

申請地の位置は、阿久根市役所三笠支所から北北東へ約〇〇キロメートルに位置しています。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第２種農地に該当します。

譲受人は、本市鶴見町の「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、申請地を購入し、観光施設事業を行うため、本件を申請されました。

続きまして、整理番号３の案件を御説明いたします。

議案書は２４ページ、資料は１１ページから１２ページを御覧ください。

本件は、住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定であります。

申請地の位置は、阿久根市役所から東北東に約〇〇キロメートルの場所に位置しています。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第２種農地に該当します。

譲受人は、本市赤瀬川に居住されています「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

「〇〇 〇〇」委員

委員 （〇〇 〇〇）

議案第３１号に係る調査結果について報告します。

調査は、７月７日に「〇〇 〇〇」委員及び私、並びに事務局職員で行いました。

初めに、整理番号１の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、敷地周囲を防災小堤で囲まれていることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

続きまして、整理番号２の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、山林で囲まれていることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

続きまして、整理番号３の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、周囲を垣根等で囲まれていることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （〇〇 〇〇）

整理番号１についてであります。

蓄電池所を設置するということですが、この周辺に新たに太陽光発電設備を設置することになるのでしょうか。

事務局 （藤山 泰彦）

蓄電池所につきましては、あくまでも九電の電線からの電気供給となりますので、蓄電池所の設置のために新たに太陽光発電所を設置することはありません。

委員 （〇〇 〇〇）

夜の電気料金の安い時間帯に電気を貯めて、昼間の高い時間帯に電気を九電に売ると聞いています。

太い電線がある電柱の近くでないと、このような蓄電池所は設置できないみたいです。

委員 （〇〇 〇〇）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）
他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。
調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
御異議なしと認めます。
よって、議案第 31 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）
日程第 20、議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。
初めに、所有権移転に関する事項についてを審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）
議案書の 26 ページをお開きください。
初めに、所有権移転について御説明いたします。
1 番については、譲受人が認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人が市内折口在住の「〇〇 〇〇」さんで、畑 1 筆の 1,260 m²を露地野菜の栽培を目的として、売買による所有権移転を行うものであります。
2 番目については、譲受人が認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人が市内脇本在住の「〇〇 〇〇」さんで、畑 1 筆の 2,581 m²を露地野菜の栽培を目的として、売買による所有権移転を行うものであります。
3 番目については、譲受人が出水市高尾野町在住で基本構想水準到達者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人が市内瀬之浦上在住「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆の 580 m²を水耕栽培目的として、売買による所有権移転を行うものであります。
なお、この 3 件は鹿児島県地域振興公社が行う農地売買等事業を活用するものであります。
以上、所有権移転 3 件について説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （〇〇 〇〇）

3 番目の「基本構想水準到達者」とありますが、これは、こういった方になりますか。

事務局 （平瀬 修治）

農林水産省が、バンクでの売買が可能な農業者として、認定農業者、認定新規就農者、法人、基本構想水準到達者と定められております。

基本構想水準到達者とは、市町村が策定した「農業経営基盤強化促進基本構想」が定める効率的かつ安定的な農業経営の指標（目標所得や労働時間など）に達している農業者のことであり、簡単に言いますと、申請すれば、いつでも認定農業者になることの可能なレベルにある農業者になります。

今回の「〇〇 〇〇」さんは、出水市在住の農業者であります、阿久根市においても耕作をなされています。

出水市では認定農業者になりますが、阿久根市では認定農業者ではなく、基本構想水準到達者として登録されております。

委員 （〇〇 〇〇）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

次に、利用権の設定に関する事項についてを審議いたします。

ただし、私を含め4名の委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分を先に審議いたします。

初めに、私の議事参与分を審議いたします。

ここで、議長を石原会長代理と交代いたします。

議長 （石原 勇一郎）

それでは、総会を再開します。

初めに、「〇〇 〇〇」委員の退席を願います。

議長 （石原 勇一郎）

事務局の説明を願います。

事務局 （岩崎 展幸）

議案書の30ページ、整理番号36番を御覧ください。

借人が「〇〇 〇〇」さん、貸人が「〇〇 〇〇」さんであり、田1筆の708 m²を10年間の使用貸借権設定になります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （石原 勇一郎）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （石原 勇一郎）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （石原 勇一郎）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 （石原 勇一郎）
ここで、議長を「田嶋 輝男」委員と交代いたします。

議長 （田嶋 輝男）
それでは、総会を再開します。
次に、「〇〇 〇〇」委員の退席を願います。

議長 （田嶋 輝男）
事務局の説明を願います。

事務局 （岩崎 展幸）
議案書の 29 ページ、整理番号 33 番を御覧ください。
借人が「〇〇 〇〇」さん、貸人が「〇〇 〇〇」さんであり、田 1 筆の 1,600
㎡を 5 年間の賃借権設定になります。
御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）
事務局の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議あ
りませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
御異議なしと認めます。
よって、本件については、原案のとおり決定いたします。
「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 （田嶋 輝男）
次に、「〇〇 〇〇」委員の退席を願います。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明をお願いします。

事務局（岩崎 展幸）

議案書の 30 ページ、整理番号 37 番から 47 番を御覧ください。

借人が「〇〇 〇〇」さん、貸人「〇〇 〇〇」さん他 4 名であり、田 3 筆の 4,579 m²、畑 8 筆の 8,835 m²、合計 11 筆の 13,414 m²を 5 年間の賃貸権設定と使用貸借権設定になります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長（田嶋 輝男）

次に、「〇〇 〇〇」委員の退席をお願いします。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明をお願いします。

事務局（岩崎 展幸）

議案書の 30 ページ、整理番号 51 番を御覧ください。

借人が「〇〇 〇〇」さん、貸人「〇〇 〇〇」さんであり、田 1 筆の 730 m²を 10 年間の賃借権設定になります。

次に、議案書の 28 ページ、整理番号 4 番から 7 番を御覧ください。

借人が「〇〇 〇〇」さん、貸人「〇〇 〇〇」さん他 2 名であり、畑 4 筆の

3,754 ㎡を 5 年間の賃貸権設定と使用貸借権設定になります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 （田嶋 輝男）

最後に、議事参与分以外を審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 （岩崎 展幸）

改めまして、今回の計画（案）は、所有権移転 3 件、利用権の設定 54 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

それでは、利用権の設定について御説明いたします。

今回は、令和 8 年 10 月 1 日貸付開始分の申請になります。

議案書の 27 ページを御覧ください。

利用権の設定について、総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画は、令和 8 年 10 月 1 日貸付開始分の申請であり、農地 54 筆、面積 60,190 ㎡の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は、5 年間が 47 筆の 54,381 ㎡、10 年間が 7 筆の 5,809 ㎡となっております。

また、地目別では、田が 27 筆の 30,501 ㎡、畑が 27 筆の 29,689 ㎡となっております。

利用権を設定する 54 件の内訳につきましては、議案書の 28 ページから 31 ページ

に記載のとおりであります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

それでは、以上をもちまして、第1回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 11時00分

議事録署名日 令和8年8月25日

臨時議長 _____牛堀 佐喜子_____

農業委員会会長 _____田嶋 輝男_____

議事録署名人 _____石原 岩雄_____

議 事 録 署 名 人 -----久 保-----秀 幸-----

書 記 -----下 脇-----一 博-----